

保 険 契 約 法 の 現 代 化 と 消 費 者 利 益

(司会) 龍谷大学 井 口 富 夫

明治 32 年 (1899 年) に現行商法が施行された後、明治 44 年 (1911 年) に生命保険契約に関する条項が一部改正されただけで、その後ほぼ 100 年間にわたり商法は実質的な改正が行なわれなかった。民法の現代語化、会社法の成立などの大きな流れの中で、保険契約の基本ルールを定めている商法の「保険法」についても、「現代化」が進められることになった。その意味で、今回の保険契約法の改正は、基本法制の現代化の一環と捉えることができる。

改正の基本方針は、次の 2 点であるといわれている。

- ・ 「実質改正」：保険者・保険契約者等の関係者間のルールを、現代社会にふさわしい規律にするため、全面的に見直す
- ・ 「現代語化」：カタカナ文語体で表記されている現行法を、平仮名口語体による表記に改め、民事基本法として分かり易い表現にするとともに、解釈等の明確化についても規定の整備を行なう

本年 8 月 14 日に「保険法の見直しに関する中間試案」が公示され、それに関する意見募集が 9 月 14 日まで行なわれた。本大会での報告・質疑応答の内容は、法制審議会での議論に反映される可能性があるかどうかはともかくとして、本大会の共通論題として、保険に関する多方面からの議論は、今後の保険業の健全な発達と保険契約者利益の確保・増大に資するはずである。

まず第 1 報告では、法制審議会保険法部会の幹事である洲崎博史氏 (京都大学) から「保険契約法の現代化」と題して、主として今回の法改正の概要と主な問題点を整理していただく。第 2 報告では、石田成則氏 (山口大学) に保険経済学の立場から、「保険契約法現代化の持つ経済学的意味」と題して、今回の法改正の経済学的意味を、とりわけ保険契約における情報のもつ役割に焦点を当てて議論していただく。第 3 報告では、小林道生氏 (静

【平成 19 年度日本保険学会大会】

共通論題「保険契約法の現代化と保険事業」

報告要旨：井口 富夫

岡大学) に保険法学の観点から、「保険契約法の現代化と保険募集における情報提供規制」と題して、保険業法との関連性も含めながら、保険者の情報提供義務に関する規律について報告していただく。第4報告では、田口城氏(第一生命)に生命保険に係わる実務担当者としての立場から、「実務に与える影響(生命保険)」と題して、「中間試案」に掲げられた論点のうち、生命保険実務への影響が大きいと思われる項目について考察していただく。最後に、第5報告では、吉澤卓哉氏(東京海上日動火災)に損害保険に係わる実務担当者としての立場から、「実務に与える影響(損害保険)」と題して、法制審議会では必ずしも十分には議論されていない論点や観点到的を絞って報告していただく。

産業分析を行なう場合、当該産業の特徴を考慮した議論が必要不可欠であることは言うまでもない。保険業においては、産業活動において情報をもつ役割が、他産業におけるよりも重要性をもっている。本日の各報告者のご報告の中には、それぞれ情報が保険契約において果たす役割に関する議論が含まれている。「情報の非対称性」など情報に係わる議論を始め、社会的制度としての保険の特徴を最大限に活かすための種々さまざまな論点を、フロアの方々とともに大いに議論できれば幸いである。